

## 住宅電化機器賃貸借制度の開始について

平成14年3月11日  
北陸電力株式会社

当社では、電気温水器等負荷平準化に資する機器の普及促進が、設備の効率的な形成によるコスト低減に貢献し、電気料金の長期安定化に寄与するとの認識から、従来よりその普及のための活動を積極的に展開してまいりました。この度、電気温水器等の住宅電化機器については、これまでの機器推奨による普及活動に加えて、お客さまの電化導入時の初期投資費用の軽減を目的とした賃貸借制度を開始することといたしましたのでご案内申し上げます。

### 1. 制度概要

当社が調達した、電気温水器、電気クッキングヒーター、蓄熱式電気暖房器をお客さまに貸し出し、故障修理などのメンテナンスを行い、毎月一定の賃貸料金をいただくものであります。

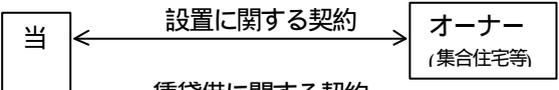
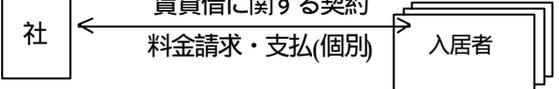
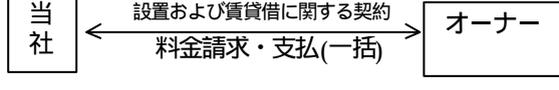
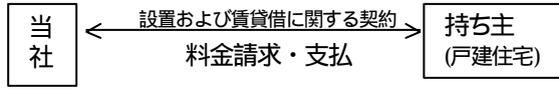
### 2. 契約対象お客さま

従量電灯、深夜電力、(季節別)時間帯別電灯のいずれかの契約でご使用いただけるお客さままたは賃貸住宅のオーナーさま。

### 3. 賃貸借機器の範囲

電気温水器、電気クッキングヒーター、蓄熱式電気暖房器の本体とその付属品

### 4. 契約パターン

	設置場所	契約パターンと料金の支払	基本契約期間
A	借家		10年
			1年
B	当社		10年
C	持家		10年

\* 蓄熱式電気暖房器は15年とします

5. 賃貸借料金

(1) 賃貸借料金

各機器毎に標準的な機種について賃貸借料金を設定いたします。なお、お客さまから標準以外の機種の要望があった場合は、別に賃貸借料金を設定いたします。

- 代表機種による賃貸借料金例 - (単位：円/月、消費税別)

機器	月額料金
電気温水器 460リットル 角型	2,900
電気クッキングヒーター据置 2口	2,000
蓄熱式電気暖房器 5kW	4,000

\* 蓄熱式電気暖房器の料金については、冬季ご使用期間のみの適用となります。

(2) 賃貸借料金の収納

賃貸借料金は原則として電気料金と同時に口座振替を行います。

6. 事業開始

平成14年4月1日

以 上